

7 学力の定着と向上について

I 「みえの学力向上県民運動」について

1 平成25年度の取組

(1) 県民運動アクションプランを踏まえた取組【別紙1】

児童生徒への「子どもたちへのメッセージ」や「みえのこども6か条」の周知、学校、保護者、地域住民に対する6つのアクションを踏まえた具体の行動促進。

(2) 家庭における取組【別紙2】

各家庭における生活習慣や読書習慣の確立に向け、県PTA連合会と連携し、各小学校で平成25年度内に取組週間を設け、チェックシートを活用した取組を実施。

(3) 「第3回みえの学力向上県民運動推進会議」の開催

日時：平成26年3月13日（木） 13：00～16：00

会場：三重県総合教育センター 多目的ホール

内容：平成25年度の取組の総括、各主体における取組の報告及び今後の展開に向けた協議等

2 今後の方向性

- ・全国学力・学習状況調査等を活用し、各学校において児童生徒の学習内容の定着状況をきめ細かく把握し、授業改善に向けたサイクルを確立します。
- ・生活習慣改善につなげるチェックシートの活用など、家庭における取組を促進します。
- ・地域の教育力を生かした「みえの学び場」づくりを推進します。
- ・県民総参加による学力向上の取組をさらに充実させるため、県民運動の周知・啓発に努め、フォローアップイベント（平成26年11月予定）を開催します。
- ・ホームページの充実、広報・PR活動等を進めるほか、引き続き推進会議委員を派遣するなど、市町等の取組に対する支援を行います。

全ての県民が運動の主体に！ ～いっしょに取り組みましょう～

子どもたちへ

メッセージ

みえのこども
6か条

夢や目標を持ち、失敗をおそれず挑戦しよう！

～まわりの大人が、全力でみなさんを応援します～

- ① **みせよう!みんなのヤル気と根気**
-すすんで学び、自分で考え、やりとげよう
- ② **エブリデイ(毎日)の予習と復習**
-予習と復習で、学んだことを自分のものにしよう
- ③ **のぼそう!生かそう!学んだ知識**
-学んだ知識を普段の生活でも使ってみよう
- ④ **ことばの力で伝えあう**
-人の話をよく聞き、自分の考えをわかりやすく伝えよう
- ⑤ **どくしょで世の中みえてくる**
-本や新聞を読んで、知識や想像力を上げよう
- ⑥ **モラルとルールで明るい笑顔**
-ルールを守って、規則正しい生活をしよう



三重県教育委員会
マスコットキャラクター
みえびい

自分と「対話」しよう!

～すてきな自分を見つけよう～

子どもと「対話」しよう!

～子どもを認め、ほめて、はげまそう～

「対話」で
絆を深めよう

友だち・大人と「対話」しよう!

～自分ひとりで悩まず相談しよう～

大人同士で「対話」しよう!

～みんなで子どもの学びと育ちを支えよう～

大人のみなさんへ

教職員のみなさん

スローガン

**学ぶ喜び・わかる楽しさ
を実感させよう!**

6つのアクション(学校)

- ① **「わかる」授業を創造しよう**
-「目標(めあて・ねらい)」の提示と「振り返り」などの授業改善を着実に
- ② **検証改善サイクルを確立しよう**
-全国学力・学習状況調査等を活用して継続的な改善を
- ③ **開かれた学校づくりをすすめよう**
-学校からの積極的な情報発信で家庭・地域との連携を
- ④ **安心して学べる学習環境をととのえよう**
- ⑤ **読書活動で子どもの夢や読解力、表現力を育もう**
- ⑥ **全ての教職員が、一丸となって取り組もう**

保護者のみなさん

スローガン

**ファミリー読書と
早寝早起き朝ごはん
をすすめよう!**

6つのアクション(家庭)

- ① **子どもを認めて、チャレンジを応援しよう**
-「愛情」で子どもたちの自尊感情を高めよう
- ② **できたことをほめて、子どものやる気を高めよう**
- ③ **家庭で子どもに役割を与えよう**
- ④ **生活リズムをととのえよう**
- ⑤ **読書をとおして語り合おう**
- ⑥ **学校の応援団になろう**
-学校の活動に積極的にかかわろう

各地域のみなさん

スローガン

**対話・見守り、育ち応援
をすすめよう!**

6つのアクション(地域)

- ① **子どもの学び場を広げよう**
-地域での社会・文化・自然体験の機会を
- ② **身近な地域で子どもの見守りを広げよう**
- ③ **家庭の子育てと親の育ちを応援しよう**
- ④ **仕事のやりがいと楽しさ、郷土のすばらしさを伝えよう**
- ⑤ **読書活動(読み聞かせ会等)を充実しよう**
- ⑥ **学校の応援団になろう**
-学校の活動に積極的にかかわろう



() 小学校 () 年 () 組 名前 ()

このチェックシートを使って、本に親しみ、規則正しい生活習慣を身につけよう。

ふぁみりーどくしょデー
ファミリー読書day!

- ① テレビやゲームなどのスイッチを切る。
 - ② 家庭で大人といっしょに本を読む。
 - ③ 本のことについて話をする。
- 実行する日を、家で話し合って決めよう。

ファミリー読書day

- ◎ 家で話し合って日と時間を決めよう。
〈例〉・〇月△日の
〇時～△時
・毎週〇曜日の
〇時～△時

せいかつしゅうかん ちえっく
生活習慣をチェック!

- ★ 起きる時間やねる時間を家で話し合って決めよう。
- ★ 守れたら○、守れなかったら×をつけよう。



三重県教育委員会
マスコットキャラクター
みえびい

日付							
項目	/	/	/	/	/	/	/
□時□分に起きる	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗
朝ごはんを食べる	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗
本を読む	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗
□時□分にねる	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗
約束	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗

家で話し合って約束を決めよう。 ※チェック項目等については、平成25年度全国学力・学習状況調査結果を踏まえ作成しました。



(例：ゲームの時間を30分以内にする。好き嫌いをしない。など)

○がいくつあったかな？規則正しい生活習慣ができるよう、家で話し合ってみてね。

みえの学力向上県民運動
学校・家庭・地域の教育力を高めよう！
みえの学力向上 検索

ひんお
とから
ちの

※この用紙は、「みえの学力向上県民運動」ホームページよりダウンロードできます。

Ⅱ 全国学力・学習状況調査等を活用した取組について

1 現状

教科に関する調査結果（学校の状況）【別紙3】

2 平成25年度の取組

調査結果を踏まえた授業改善の方策の提示

<授業改善のプロセス>

- (i) 調査結果から課題を把握する。
- (ii) 課題が見られた問題の出題の趣旨や、学習指導要領における領域・内容を確認する。
- (iii) その領域・内容等が該当する部分を教科書で確認する。
- (iv) 具体的な授業展開につなげる。

<授業の進め方>

日常の授業における目標（めあて・ねらい）の提示と振り返る活動の工夫・改善
※学力向上推進会議（9月13日）、地域別学力向上推進会議（11月11日～15日）、県・市町等の指導主事等合同学習会（12月6日及び25日）において効果的な指導法の構築に向けた協議

全国学力・学習状況調査を活用した取組の促進

<調査問題を解く取組>

- 小6・中3における調査問題を活用した定着状況の検証（1月時点）
 - 再実施した学校数（予定を含む） 小学校・・・180校（46.6%）
 - 中学校・・・33校（20.5%）
- 小5・中2等における調査問題の実施（1月時点）
 - 実施した学校数（予定を含む） 小学校・・・253校（65.5%）
 - 中学校・・・79校（49.1%）

<ワークシートの活用>

調査問題を活用したワークシート（授業、家庭学習で活用）をホームページに掲載（12月）

<平成25年度の調査結果等の保護者への公表や説明>

- 市町全体の教科に関する調査結果の公表の状況（12月時点）
 - 数値を含めた公表を実施・・・7市町（24.1%）
 - 数値を含めない公表を実施・・・9市町（31.0%）
- 各学校の調査結果等の公表や説明の状況（10月時点）
 - ①教科に関する調査結果
 - 数値を含めた公表や説明を実施・・・81校（14.7%）
 - 数値を含めない公表や説明を実施・・・354校（64.1%）
 - 公表や説明を実施しない・・・100校（18.1%）

②児童生徒に対する調査結果

数値を含めた公表や説明を実施・・・・・・・・・・ 140校 (25.4%)

数値を含めない公表や説明を実施・・・・・・・・・・ 303校 (54.9%)

公表や説明を実施しない・・・・・・・・・・ 94校 (17.0%)

③学校に対する調査結果

数値を含めた公表や説明を実施・・・・・・・・・・ 79校 (14.3%)

数値を含めない公表や説明を実施・・・・・・・・・・ 258校 (46.7%)

公表や説明を実施しない・・・・・・・・・・ 204校 (37.0%)

④調査結果を踏まえた改善方策

公表や説明を実施・・・・・・・・・・ 451校 (81.7%)

公表や説明を実施しない・・・・・・・・・・ 101校 (18.3%)

3 今後の方向性

(1) 全国学力・学習状況調査等の活用に基づく課題改善

各学校において、全国学力・学習状況調査問題を活用し、小6、中3での定着状況の検証及び小5、中2等の学年における課題の把握と補充等を実施します。

授業改善支援プラン2013、ワークシート（県教育委員会のホームページに掲載）を活用した各学校の課題改善の取組を促進します。

(2) 平成26年度全国学力・学習状況調査

平成26年4月22日（火）の調査実施により、取組の成果と課題を検証します。

(3) 具体的な授業改善

(a) 「全国学力・学習状況調査」（定期的な学習内容の定着状況の把握）

(b) 「三重県到達度テスト」（仮称）（学期ごとの学習内容の定着状況の把握）

(c) 「ワークシート」（日常的な学習内容の定着状況の把握）

を活用した授業改善に向けたサイクルを確立します。目標（めあて・ねらい）の提示と振り返る活動を位置づけた授業の進め方の工夫・改善を図ります。

(4) 要支援地域・学校への重点支援

課題の改善に主体的に取り組む実践推進校100校の指定と指導主事、学力向上アドバイザーの派遣を通じ重点的に支援します。

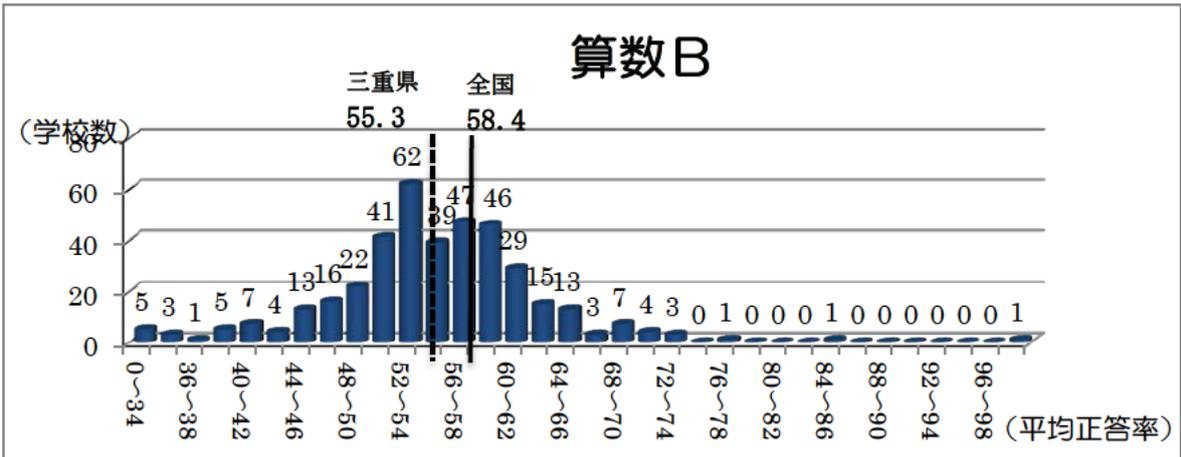
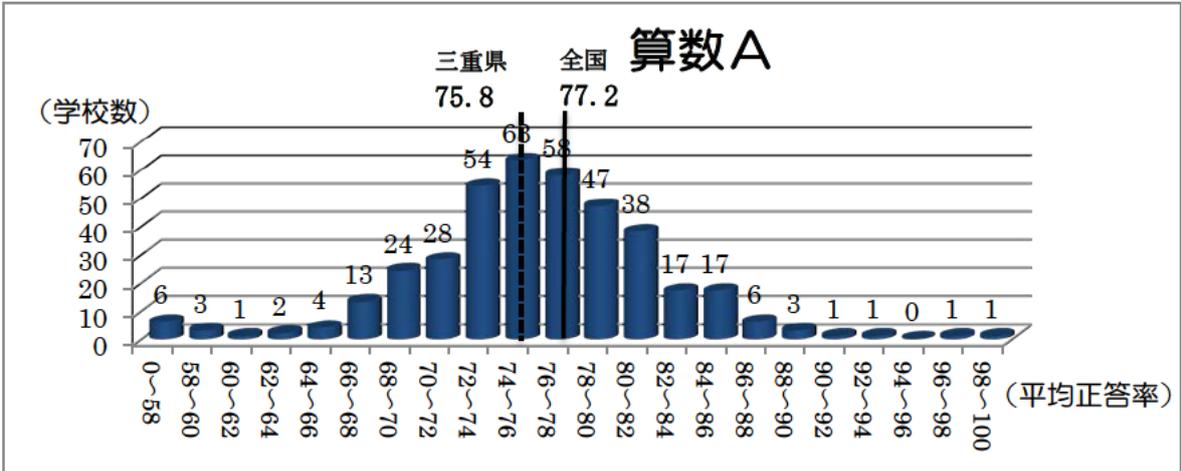
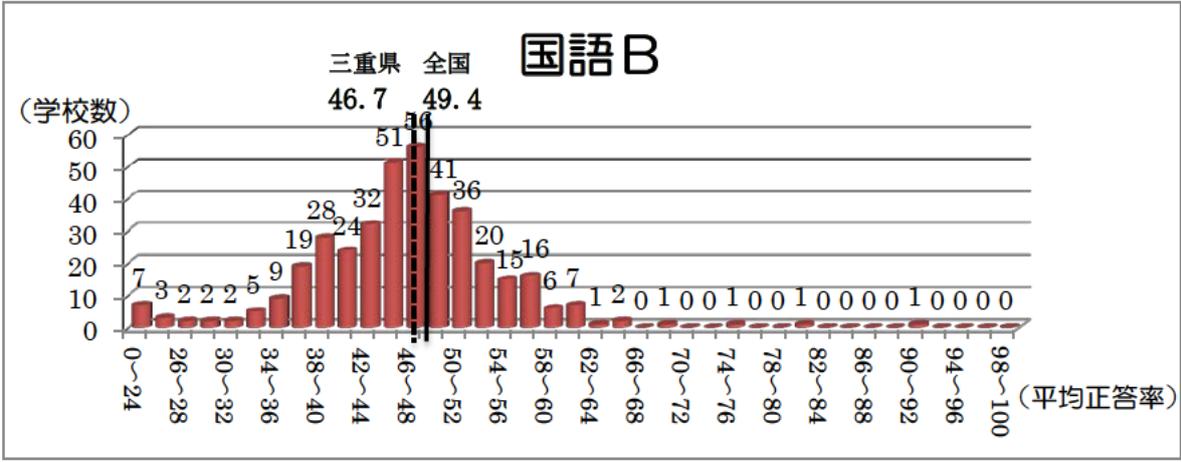
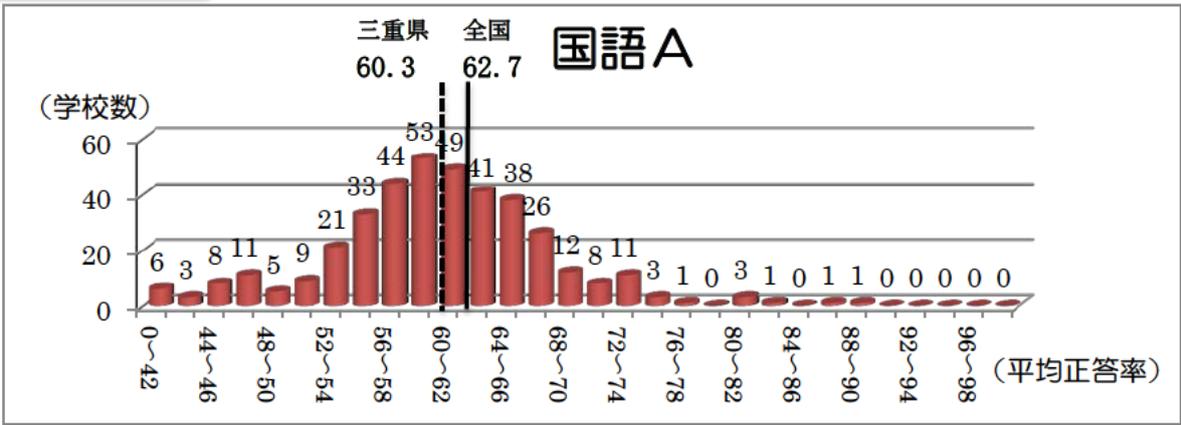
(5) 調査結果等の公表や説明

県教育委員会、市町教育委員会における県全体、市町全体の調査結果、分析結果、改善方策の公表や説明を行います。

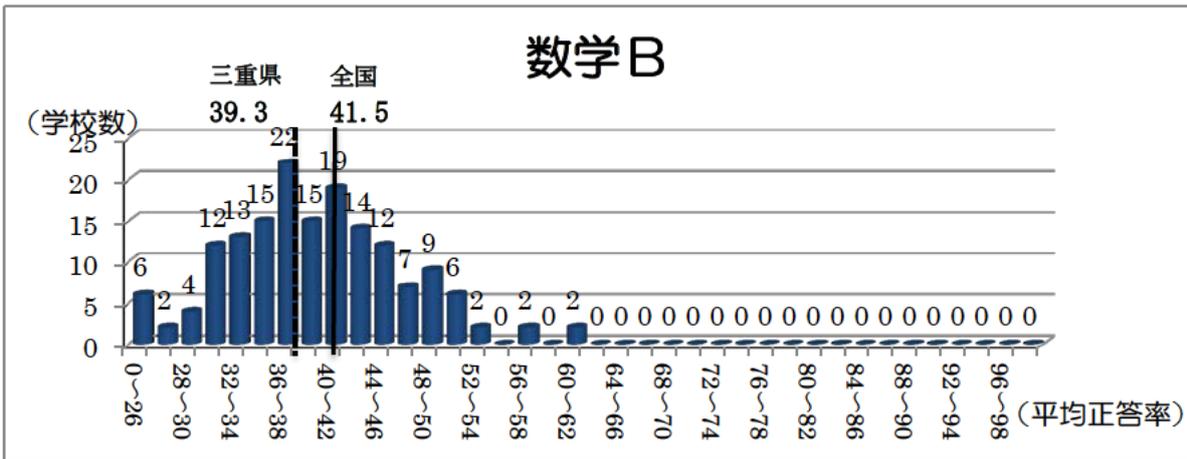
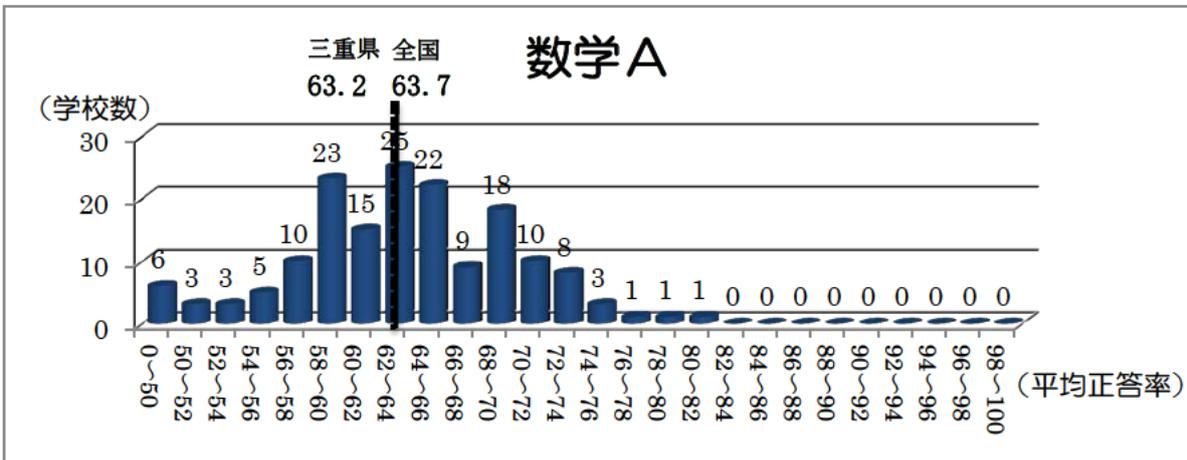
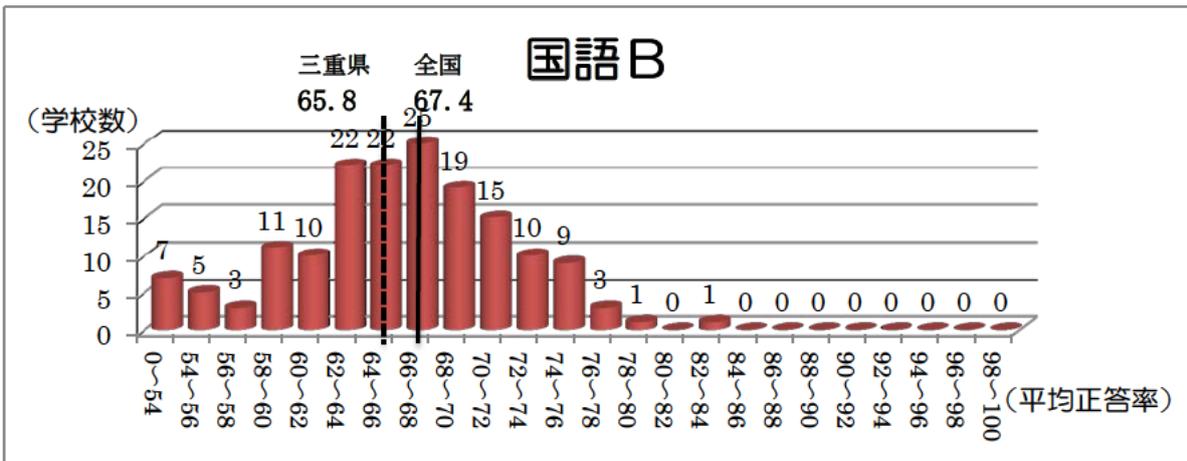
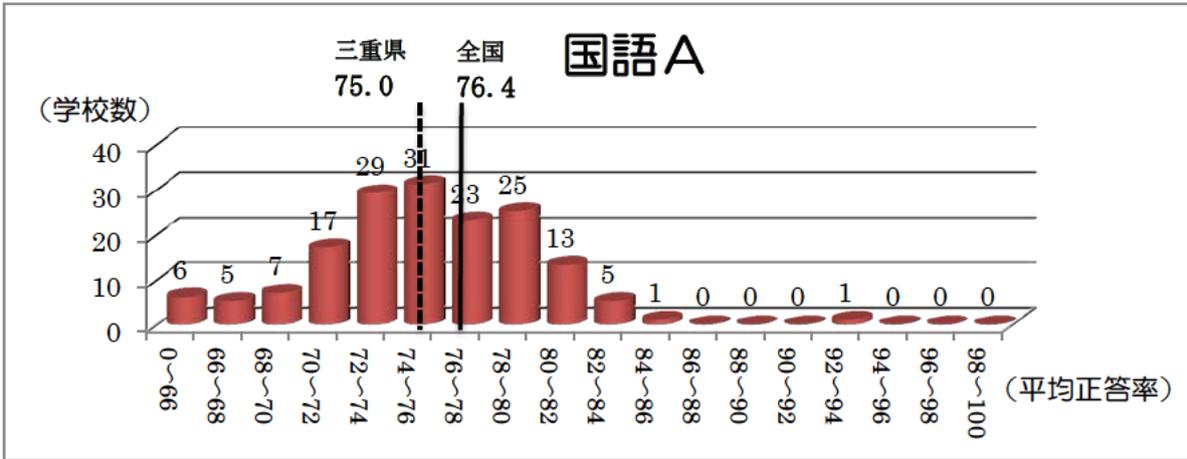
各学校における、調査結果、分析結果、改善方策の保護者等への公表や説明をとおした学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組を進めます。

平成25年度全国学力・学習状況調査における教科に関する調査結果（学校の状況）

小学校



中学校



Ⅲ 道徳教育・郷土教育について

道徳教育と郷土教育を一体的に進めることにより、道徳教育の充実に努め、豊かな心を持ち、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、三重県について自信をもって発信できる児童生徒の育成をめざします。

1 道徳教育

(1) 平成25年度の取組

(ア) 三重県道徳教育推進会議の開催

- ・道徳教育の質の向上と一層の充実に努めるため、年2回開催。
- ・「三重県 心のノート」の活用事例を共有。

(イ) 「三重県 心のノート」の作成、配付

- ・教材「三重の文化」から、郷土の文化や産業の発展に貢献した人物等に関する題材を抽出し、道徳の時間等に活用できる道徳用教材を作成。
- ・道徳教育と郷土教育を一体的に進めるために活用。
- ・小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用の4分冊で構成。
- ・平成24年度作成の「三重県 心のノート」(小学校高学年用、中学校用)は、第1部を文部科学省作成の「心のノート」とし、第2部を教材「三重の文化」の題材をもとに作成した教材で構成し公立小中学校に配付。
- ・平成25年度から、文部科学省作成の「心のノート」が全小中学生に配付となったため、教材「三重の文化」の題材をもとに新たに作成する教材のみを印刷し公立小中学校に配付。

(ウ) 国事業を活用した地域・学校の取組

- ・名張市、四日市市(泊山小学校)、亀山市(昼生小学校)において、道徳教育の質の向上と充実に努めるため、地域・学校の実態等に応じて道徳教育に関する研究を行い、成果等を県内の学校に発信。

(2) 今後の方向性

- ・「三重県 心のノート」や国作成の新教材「私たちの道徳」を、道徳の全体計画や年間指導計画に位置づけ、各学校における道徳教育を一層推進します。
- ・国の事業を活用し、「三重県 心のノート」及び「私たちの道徳」の実践事例の共有を図るとともに、授業における具体的な実践を県内すべての市町に広く普及させ、道徳教育の充実に努めます。

2 郷土教育

(1) 平成25年度の取組

(ア) 教材「三重の文化」の活用

- ・教材「三重の文化」の活用事例を県教育委員会HPに掲載。
- ・教材「三重の文化」を活用した各市町教育委員会作成の授業展開例を県教育委員会HPに掲載予定。

(イ) 「ふるさと三重かるた」の作成

- ・園児や小中学校の児童生徒が楽しみながら繰り返し活用することで、郷土三重への興味関心を高めるための教材。
- ・教材「三重の文化」の中から、三重県の特徴を表す44題材を選定し作成。
- ・平成25年度から平成27年度の3か年で、公立小中学校及び公立幼稚園に計7,700セットを配付予定。

(ウ) 「ふるさと通信」の発行

- ・リーフレット「ふるさと通信～知ろう 語ろう伊勢神宮～」を作成し、公立小学校（5・6年生）、中学校、高等学校、特別支援学校（小学部5年生以上）の児童生徒（約13万人）へ配付。

(エ) 「郷土の文化財」の活用

- ・埋蔵文化財センターが職員の専門性を活かして、小中学校を対象とした郷土の文化財を学ぶ独自教材を開発。
- ・これを利用した郷土の文化財学習を提案のうえ、授業協力校を募集し、センター職員と学校教員が協力しての授業実践。

(2) 今後の方向性

- ・県内の公立小中学校において、教材「三重の文化」、「三重県 心のノート」、「ふるさと三重かるた」、「ふるさと通信」を活用し、道徳教育と郷土教育を一体的に推進します。
- ・「ふるさと通信」Vol.1に引き続き、Vol.2「熊野古道」（平成26年度予定）を作成し、三重のよさを発信できる取組を推進します。

IV 第三次三重県子ども読書活動推進計画の策定について

1 経緯

平成21年11月に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、計画期間をおおむね5年間として、家庭、地域、学校等において、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点から子ども読書活動の推進を図ってきました。

これまでの成果や課題を検証し、さらなる推進を図るため、平成26年11月の「第三次三重県子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）策定に向けて、三重県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）等で検討しています。

平成16年	3月～平成21年10月	第一次計画
平成21年11月～平成26年10月		第二次計画
平成26年11月～平成31年10月		第三次計画

2 第二次計画の成果と課題

平成25年9月20日の推進会議において、家庭、地域、学校等の各主体別に成果と課題の検証を行ったところ、それぞれの取組による個別の成果はあるものの、相互に連携・協力して社会全体で取り組む具体的方策についてやや乏しいとの意見になりました。

学識関係者、学校教育関係者、公立図書館関係者、保育所関係者、読書ボランティア、民間事業者など、各委員が取組状況について意見交換を行うとともに、子どもの読書を取り巻く環境の変化等を踏まえた課題が提起されました。

（1）家庭への働きかけ

- ① P T Aへの委託事業（幼稚園、小学校保護者向け読み聞かせイベント等）や啓発リーフレットの配布、講演会などの啓発事業の実施
- ② 若い保護者の価値観等が近年急激に変化し（早く自立してほしい、読書や基本的な生活習慣は保育所等で身に付けてほしい）、家庭での読み聞かせや読書の意義を伝えることが困難になっていること
- ③ 「全国学力・学習状況調査」によると、小中学生が家庭や図書館で読書を全くしない割合が、全国平均を上回っており、読書習慣が十分に定着していないこと

（2）地域への働きかけ

- ① 県内公立図書館の児童書貸出冊数が成果目標を達成
- ② 市町立図書館は、図書館資料の充実、ボランティアと連携したイベント開催など、読書環境の整備、読書機会の提供、啓発活動を実施
- ③ 図書館職員が、これまで以上に学校や地域へ出向き、読書の意義の普及に取り組むため、図書館管理運営体制の充実が必要であること

(3) 学校等の取組

- ①幼稚園、保育所での、読み聞かせや保護者へのたよりなど地道な取組
- ②「学校図書館の現状に関する調査」等の結果によると、小中学校における全校一斉読書活動の取組や読書ボランティアとの連携が推進されていること
- ③小中学校の図書標準達成率が全国平均を下回っており、人員の配置についても十分ではないこと（平成24年度から新たな地方財政措置「学校図書館図書整備5か年計画」が講じられているが、地方交付税措置のため、必ずしも学校図書館の整備充実に使われていない。）

3 第三次計画の基本的な方針・取組方向

第二次計画の成果と課題を受け、第三次計画を策定するにあたり、取組方向として地域全体で取り組む具体的方策を盛り込んでいくこととしました。その内容は別紙4のとおりです。

4 素案の概要

第三次計画素案では、家庭・地域・学校及び県の役割をこれまで以上に明確にし、新たな具体的方策を盛り込みました。概要は別紙4のとおりです。また、成果指標、目標数値については別紙5のとおりです。

5 今後の対応（策定スケジュール）

- (1) 平成26年4月には、素案に基づき、市町立図書館や学校教育担当部署、及び県庁各部局へ意見照会を行い、推進会議等で計画案（中間まとめ）を検討します。
- (2) 計画案（中間まとめ）を作成し、教育委員会定例会、平成26年6月の県議会教育警察常任委員会において報告を行います。
- (3) 平成26年7月にはパブリックコメントを実施し、最終計画案を作成します。
- (4) 平成26年10月の県議会教育警察常任委員会において最終計画案を報告します。
- (5) 教育委員会定例会の議決を経て、平成26年11月に第三次計画を策定します。

第三次計画の基本的な方針

- (1) 家庭、地域、学校等における、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動啓発の3つの観点に沿った取組を相互に連携・協力し社会全体で促進
- (2) 家庭、地域、学校等の取組を支援するための助言や情報提供
- (3) 子どもの読書活動の意義について県民の理解を深めるための広報啓発活動の実施

取組方向 ～読書をとおした地域づくり、子どもの育ちと学びの推進～

- ・人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動
- ・五感を使いながら子どもの心と身体を育み、確かな学力の基盤を築く読書活動

子どもの読書活動を推進するためには、全ての大人が読書の意義を理解し、それぞれの役割を果たしながら、地域全体で子どもの育ちや学びを支える機運が醸成される必要があります。

また、近年の公立図書館には、地域を支える情報拠点であるとともに、地域の課題解決に役立つことが求められています。

そのため、公立図書館や公民館が中心となって、読書ボランティア団体、民間事業者等地域の様々な主体が、その資源を活用し特色ある取組を展開すること、相互に連携・協力し、子どもの育ちや学び、地域づくりや地域の課題解決など、多方面から読書と地域を結びつけ、地域全体で子どもの読書活動を推進します。

県教育委員会は、県内の様々な施設や、市町教育委員会等と連携・協力し、家庭、地域、学校等の取組に対して総合的な推進と支援を行います。

特に、「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」を推進する方策として、「子どもの心と身体を育む音読・朗読」、「学校図書館を活用し情報活用能力を育む調べ学習」、「言葉の力や表現力を磨くビブリオバトル」を学校等で推進します。

素案の概要（各主体別の具体的方策）

(1) 家庭への働きかけ

- ①声に出して本を読む音読や朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレーなど、大人も一緒に読書に親しむ「ファミリー読書」の推進
- ②県内各地域で開催される啓発イベント等への参加促進

(2) 地域への働きかけ

- ①公立図書館や公民館図書室を核として、地域の施設（博物館等）や地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる様々な主体、幼稚園・保育所、学校、読書ボランティア、子育て支援センター等が相互に連携・協力した事業実施による啓発の輪の拡大（例：体験・伝承講座とブックトーク等の複合イベント）
- ②市町立図書館の管理運営体制を充実させ、地域や学校への啓発活動を推進するための職員の適切な配置とその資質向上

(3) 学校の取組

- ①正しい言葉や豊かな表現力を身に着け、言語能力を向上させる音読・朗読、ビブリオバトルや、情報活用能力を向上させる調べ学習の推進
- ②子どもの発達段階に応じて地域の様々な主体と連携・協力する読書指導と保護者への啓発の充実
- ③ 学校図書館の図書の実、人員の配置による機能の向上

(4) 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

- ①県教育委員会は、市町教育委員会等の行政機関だけではなく、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等民間事業者など様々な主体との連携による効果的な事業実施に努めること
- ②県立図書館は、「明日の県立図書館～三重県立図書館改革実行計画～」に基づき、市民社会の基盤である市町立図書館等の活動支援と、先進的な図書館サービスを率先して実践すること
- ③県ホームページにおける子どもの読書活動に関するページの充実、県内外の優れた取組事例等の情報を積極的に収集、発信するなどの広報啓発活動の推進

新たな成果指標、目標数値（素案）

目指す成果	指標		24年度実績	30年度目標	
家庭において読書習慣が身につく	平日に家庭または図書館で読書を全くしない子どもの割合	小学校	22.8% (全国 20.8%)	20.0%	
		中学校	37.2% (全国 36.0%)	35.0%	
地域において公立図書館をはじめとした様々な主体が連携して読書活動が推進される	ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	69.1% (全国 78.7%)	72.0%	
		中学校	23.9% (全国 24.1%)	25.0%	
	県内公立図書館の児童書貸出冊数		2,523,302 冊	2,723,000 冊	
学校において組織的に読書活動が推進され、確かな学力の基盤が築かれる	一斉読書活動を実施（「毎日」、「週に複数回」）する県内公立小・中学校の割合	小学校	73.9% (全国 61.9%)	80.0%	
		中学校	83.2% (全国 79.4%)	89.0%	
	学校図書館担当職員を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	37.4% (全国 49.3%)	50.0%	
		中学校	49.1% (全国 48.2%)	53.0%	
	学校図書館を活用した授業を計画的に（「学期に数回以上」）行っている県内公立小・中学校の割合	小学校	76.2% (全国 78.6%)	79.0%	
		中学校	31.1% (全国 41.6%)	42.0%	
	高等学校図書館で実施された授業の延時間数（私立は中学校を含む）			2,844 時間	3,100 時間
	高等学校生徒一人あたり貸出冊数（私立は中学校を含む）			5.0 冊	5.6 冊

8 土曜日の授業について

1 これまでの経緯（国の動向）

- ・文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」最終まとめ（平成25年9月30日）
最終まとめでは、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要であるとしています。
- ・学校教育法施行規則の改正（平成25年11月29日）
公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確になるよう、学校教育法施行規則の一部が改正されました。

2 公立小・中学校における土曜日の授業について（別紙1）

1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

〔内 容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - ・地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等

実施回数は月1回程度が適当と考えられるが、実施に当たっては、以下に留意すること。

2 実施に当たっての留意点

- 児童生徒や家庭の実態把握、児童生徒の負担等への配慮
- 教育指導計画への位置づけ
- 家庭、地域住民、関係団体等の理解、地域行事等との調整
- 実施時間（原則として半日単位）
- 教職員の勤務体制への配慮及び勤務の取扱い
- 実施状況の検証

3 県立高等学校における土曜日の授業について（案）（別紙2、3）

1 基本的な考え方（別紙2）

県立高等学校においては、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、授業日を変更することなく、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとし、実施に関する必要な事項については、「三重県立高等学校における土曜日の授業実施要綱」（別紙3）として別に定めることとする。

2 実施に当たっての留意点

- (1) 土曜日の授業の実施に当たって、当該高等学校は、保護者等に対してその趣旨を十分に説明するとともに、理解を得るものとする。
- (2) 土曜日の授業の実施に当たっては、教職員の時間外労働時間が増加することのないよう授業日の勤務体制に配慮するものとする。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めるものとする。

3 「三重県立高等学校における土曜日の授業実施要綱」について（概要）

- (1) 具体的な活動内容
 - 地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - 保護者、地域住民等への公開授業
- (2) 手続き

土曜日の授業の実施を希望する県立高等学校の校長は、三重県教育委員会と事前協議を行ったうえで、土曜日の授業実施届を提出する。
- (3) 実施対象

土曜日の授業は、原則として、土曜日の授業を実施する県立高等学校の課程別にすべての生徒を対象に実施するものとする。
- (4) 教職員の勤務の扱い

教職員の勤務については、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき週休日の振替等を行うものとする。週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には、条例等に基づき適切に行うものとする。

4 今後の方針

これらの基本的な考え方等（別紙1、2、3）を踏まえ、県内の公立小中学校及び県立高等学校における土曜日の授業の実施について支援してまいります。

平成26年2月26日

公立小・中学校における土曜日の授業について

三重県教育委員会

公立学校においては、平成14年度より、完全学校週5日制が実施されています。学校週5日制は、子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むため、実施されているものです。

他方、平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査の結果から、三重県の子どもたちは、学力、学習・生活状況において全般的に課題が見られることから、学校、家庭及び地域住民等が一層連携し、役割分担しながら、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、子どもたちの成長を社会全体で支えることが求められています。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力は、教育基本法にも規定されている重要な基本理念であり、平成24年度から本県でスタートした「みえの学力向上県民運動」においても、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学びと育ちに関わることを重視しているところです。

このような中、国においては、学校週5日制のもと、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして土曜日の授業を捉え、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨がより明確になるよう、学校教育法施行規則の改正が行われました。

特に、土曜日においては、学校の教育活動に対して家庭や地域住民等の参画・協力が得やすいことから、多様な取組を推進し、学校の教育活動を一層充実させることができます。また、このことによって、地域に開かれた学校づくりや、子どもたちのコミュニケーション能力や規範意識等の醸成につながり、土曜日をより豊かで有意義なものとすることができます。さらに、土曜日の活用によって週時程の平準化を一部図ることで、平日における補充的な学習や発展的な学習を行うことなどにより、子どもたちへのきめ細かな指導が可能となることが考えられます。

各地域においては、これまでも、土曜日において子どもの学びと育ちに関わる様々な活動が展開されていますが、今回の改正を機に、各市町等教育委員会の主体的な判断により土曜日に授業を実施することも含め、土曜日を有効に活用し、学校・家庭・地域住民等の連携の下で、子どもたちの教育環境の充実につながる取組を一層充実していただきますようお願いします。

なお、公立小・中学校における土曜日の授業について、市町等教育委員会や関係機関等のご意見等を踏まえ、次のように取りまとめましたので、実施に当たっては適切に対応されるようお願いします。

記

1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

〔内 容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等

実施回数は月 1 回程度が適当と考えられるが、実施に当たっては、以下に留意すること。

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週 5 日制の趣旨を踏まえること。
また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 教職員の時間外労働時間が増加することのないよう授業日の勤務体制に配慮すること。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めること。
- (6) 教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき週休日の振替等を行うこと。
週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には、条例等に基づき適切に行うこと。
- (7) 実施状況を検証すること。

平成26年〇月〇〇日

三重県立高等学校における土曜日の授業についての考え方（案）

三重県教育委員会

公立学校においては、平成14年度より、完全学校週5日制が実施されています。学校週5日制は、子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を体験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むため、実施されているものです。

このような考えのもと、各県立高等学校においては、学校の特色や生徒の実態に応じて、土曜日を活用した教育活動が展開されているところですが、このたび、国においては、学校週5日制のもと、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして土曜日の授業を捉え、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能であることがより明確になるよう、学校教育法施行規則の一部改正が行われました。

土曜日においては、学校の教育活動に対して家庭や地域住民等の参画・協力が得やすいことから、多様な取組を推進し、学校の教育活動を一層充実させることができます。また、土曜日の活用によって、開かれた学校づくりを推進しつつ、平日の授業時間を確保することや、週時程の平準化を図ることによって平日の教育活動をより一層きめ細かく進めることができると考えられます。

これらのことから、県教育委員会では、県立高等学校における土曜日の授業に係る基本的な考え方、及び留意点を下記のとおりとりまとめましたので、各県立高等学校におかれましては、学校週5日制の趣旨のもと、生徒の実態等をふまえ適切に対応されるようお願いいたします。

記

- 1 県立高等学校においては、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、授業日を変更することなく、土曜日に教育課程に位置づける授業（以下「土曜日の授業」という。）を実施できるものとし、実施に関する必要な事項については、「三重県立高等学校における土曜日の授業実施要綱」として別に定めることとする。
- 2 土曜日の授業の実施に当たって、当該高等学校は、保護者等に対してその趣旨を十分に説明するとともに、理解を得るものとする。
- 3 土曜日の授業の実施に当たっては、教職員の時間外労働時間が増加することのないよう授業日の勤務体制に配慮するものとする。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めるものとする。

三重県立高等学校における土曜日の授業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「三重県立高等学校における土曜日の授業についての考え方」に基づき、三重県立高等学校における土曜日の授業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において土曜日の授業とは、土曜日に行う教育課程に位置づける授業（三重県立学校の管理運営に関する規則第9条に基づき授業日の変更を行うものを除く。）をいう。

（具体的な活動内容）

第3条 土曜日の授業においては、次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- （1）地域住民、大学、企業等との連携による授業
- （2）保護者、地域住民等への公開授業

（対象等）

第4条 土曜日の授業は、原則として、土曜日の授業を実施する県立高等学校（以下「実施校」という。）の課程別にすべての生徒を対象に実施するものとする。

2 実施校は生徒等への負担に配慮しなければならない。

（手続き）

第5条 土曜日の授業の実施を希望する県立高等学校の校長は、三重県教育委員会（以下「委員会」という。）と事前協議を行ったうえで、土曜日の授業実施届（様式1）を提出する。

2 実施校が年度の途中で土曜日の授業の実施を取り止める場合は、土曜日の授業廃止届（様式2）を委員会に提出する。

（教職員の勤務の扱い）

第6条 教職員の勤務については、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき週休日の振替等を行うものとする。週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には、条例等に基づき適切に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

9 平成30年度全国高等学校総合体育大会東海4県開催種目決定に向けた進捗状況について

1 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催について

平成30年度全国高等学校総合体育大会は、本県を幹事県として、東海ブロック（三重県、愛知県、静岡県、岐阜県）で開催する予定です。

なお、全国高等学校総合体育大会は、平成22年度までは各都道府県の単独開催で行われていましたが、平成23年度からは、全国を9ブロックに分けて、ブロック開催の形態で行われることとなりました。

【平成23年度からの開催地】

年度	地区	ブロック	開催県（◎は幹事県）
H23	東	東北（北）	◎青森 秋田、岩手
H24	中	北信越	◎新潟 福井、長野、石川、富山
H25	西	九州（北）	◎大分 福岡、佐賀、長崎
H26	東	関東（南）	◎東京 山梨、千葉、神奈川
H27	中	近畿	◎和歌山 京都、滋賀、奈良、大阪、兵庫
H28	西	中国	◎岡山 鳥取、島根、広島、山口
H29	東	東北（南）	◎山形 宮城、福島
H30	中	東海	◎三重 愛知、静岡、岐阜

現在、当大会の開催競技数は29競技ですが、平成26年度からは、新たに少林寺拳法が加わり、平成30年度の開催競技数は30競技の開催が見込まれています。

2 東海各県開催種目決定にむけた取組

平成25年5月17日に、各県主管課課長及び高体連会長からなる「平成30年度全国高等学校総合体育大会東海4県準備委員会（以下準備委員会）」及び「平成30年度全国高等学校総合体育大会東海4県準備委員会連絡協議会」を設置し、各県開催種目決定にむけ調整・協議を進めています。

準備委員会等では、和歌山県にて固定開催するヨットを除いた29競技のうち、分離開催可能な水泳（競泳及び飛込み・水球）、バレーボール（男・女）、サッカー（男・女）をそれぞれ1種目とし、開催競技種目数を29競技32種目として各県開催種目の調整・協議を進めてきました。

（平成30年度東海ブロックで開催する32種目）

陸上競技・体操・水泳（競泳及び飛込み）・水泳（水球）・バスケットボール・バレーボール（男）・バレーボール（女）・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー（男）・サッカー（女）・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法
--

（*ヨットは和歌山県固定開催のため、東海ブロック開催種目に含みません）

3 東海各県開催種目（案）及び正式決定に向けた手続き

現在、準備委員会等において、東海各県の開催種目及び開催可否について、調整・協議を鋭意進めてきたところ、本県の開催予定種目数は、下記【東海ブロック開催の各県開催種目（案）】のとおり、32種目中15種目で内定しました。

今後、平成26年8月末までに「平成30年度全国高等学校総合体育大会（東海ブロック開催）開催承諾書」を全国高等学校体育連盟に提出することにより開催種目の正式決定となります。

【東海ブロック開催の各県開催種目（案）】

開催県	三重	愛知	静岡	岐阜
①個人競技	陸上競技	水泳(競泳・飛込)	体操・新体操	
	水泳(水球)			
②球技 (団体)	バレー男	バスケット	サッカー女	ホッケー
	バレー女			
	サッカー男			
	ソフトボール			
	ハンドボール			
③球技 (個人)	ソフトテニス	卓球	バドミントン	
	テニス			
④屋外	登山	ボート	自転車	カヌー
⑤武道系 ほか	柔道	フェンシング	弓道	ボクシング
	ウエイト	少林寺拳法	相撲	空手道
	なぎなた			アーチェリー
	レスリング			
	剣道			
種目数	15	6	6	5

4 今後の取組

県内各市町の学校体育及びスポーツ主管課担当者の参加する学校体育担当者会議(3月18日開催)にて、開催種目(案)の説明を行います。

三重県高等学校体育連盟、関係競技団体、スポーツ推進局と連携し、平成26年度中に開催市町を決定できるよう、市町との調整・協議を進めるとともに、大会開催を契機とした本県運動部活動の活性化のため、競技力向上に取り組めます。

10 伝統的海女漁の文化財保護と今後の国指定に向けた取組及び世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録10周年に向けた取組について

I 伝統的海女漁の文化財保護と今後の国指定に向けた取組について

1 伝統的海女漁を取り巻く現状

- ・ 日本国内約2,000人の海女のうち、978人が鳥羽・志摩で漁に従事しています。鳥羽・志摩の海女漁は、独自の習俗と潜水にかかる技術を有しており、貴重な民俗文化財といえます。
- ・ また、海女は観光資源の一つとして、地域のイメージアップに貢献しているという側面も併せ持っています。
- ・ しかし、近年の生活様式の変化等に伴い、海女の高齢化や後継者不足により、鳥羽・志摩において、海女の数が、平成元年1,937人から平成22年978人と減少し、自然環境の変化により漁獲物の減少等もあり、海女漁の保存と継承が困難な状況になりつつあります。

2 本県の文化財指定に向けた取組

- ・ 三重県教育委員会は、平成22年度から25年度にかけて、文化庁文化財補助金を受け、海女漁の民俗文化財調査を行いました。
- ・ また、全国初となる海女漁の文化財としての保存と継承に向けた、海女が会員となる海女保存会を設立しました。
- ・ これまでの取組の結果、海女漁については、本年1月23日に、三重県教育委員会が「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」として、全国初となる県の無形民俗文化財に指定したところです。
- ・ さらに、石川県と連携のうえ、海女漁の存続について、文化財保護の取組とともに、水産振興の面からもアプローチが必要と考え、日本国内で海女漁が存続している8県と、「全国海女文化保存・振興会議」を、本年1月24日に設立したところです。

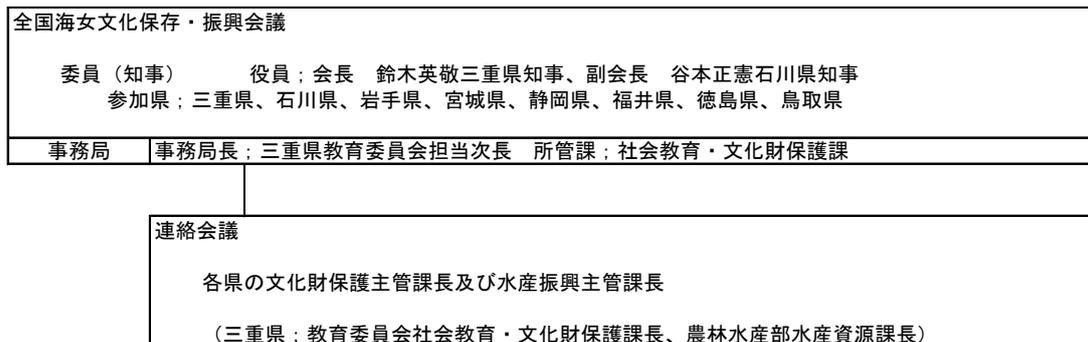
【参考】

参加県；岩手県、宮城県、静岡県、石川県、福井県、三重県、鳥取県、徳島県
役員；会長 鈴木英敬知事、副会長 谷本正憲石川県知事
事務局；三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

3 今後の対応

- ・ 「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」について、平成26年度以降早い段階での、国重要無形民俗文化財指定に向けて、国（文化庁）に対して、2月10日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して、働きかけていきます。
- ・ また、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、海女漁の民俗文化財の映像記録作成に向けて取り組むとともに、県指定無形民俗文化財としての魅力を、パネル展等を通じて広く発信していきます。
 - *平成26年度 世界に誇る三重の文化財記録事業費（海女習俗映像記録作成事業費、4,300千円）
- ・ さらに、海女漁の文化財としての保存と継承に向けた、具体的な取組となる海女保存会の活動を支援し、充実を図っていきます。
- ・ なお、全国海女文化保存・振興会議については、県農林水産部と連携し、三重県や石川県の持つ、文化財保護や水産振興の取組内容を、関係県と共有しつつ、海女漁の存続について検討をしていくとともに、その重要性を全国に発信していきます。

【参考】全国海女文化保存・振興会議のイメージ



II 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録10周年に向けた取組について

1 現状と課題

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は平成16年に世界遺産に登録され、平成26年に登録10周年を迎えます。そこで、教育委員会では、世界遺産の価値が将来にわたり良好に引き継がれるよう、文化財保護の必要性を多くの人に伝え、理解を求めることが必要です。また、このために、学校教育等において、子どもが世界遺産の学習を深めることができるような取組が必要です。

2 今後の対応

- ・ 平成26年度は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録10周年記念事業として、世界遺産としての文化財保護の観点と、その価値と魅力を伝えるために、文化財関係者と有識者による対談形式のトークセミナーを実施します。さらに、その内容を編集し、画像等を取り入れた電子書籍として教材化する等、多角的な発信ができるよう取り組みます。
- ・ トークセミナーの内容は、熊野参詣道だけではなく、紀伊山地の霊場をも含めた世界遺産の基本的な知識や、世界遺産に対する素朴な疑問に答えるもの、世界遺産の本質的価値の理解に資するものとしします。
- ・ また、平成26年7月の登録10周年に併せて、熊野市において日本全国17箇所の世界遺産を紹介するパネル展示を行います。県外においては、奈良県、和歌山県及び本県の3県による記念シンポジウムを開催する等、登録10周年に向けて連携を図っていきます。

＊平成26年度 世界に誇る三重の文化財記録事業費（世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録10周年記念事業費、1,280千円）

- ・ 一方、平成23年9月の紀伊半島大水害により被害のあった御浜町の横垣峠道は、現在も通行止めの区間がありますが、一部については文化庁や林野庁の国庫補助金を得て鋭意復旧事業を実施しています。なお、横垣峠道沿いの林道は復旧し、迂回路として通行が可能となりました。今後も引き続き、横垣峠道の復旧事業等の早期完了に向けて、関係機関との協議を進め、登録10周年の取組等に支障が出ないよう助言していきます。

1 1 審議会等の審議状況について

(平成25年11月22日～平成26年2月16日)

(1) 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議（全体会）
2 開催年月日	平成25年12月16日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 梅村 光久 他17名（出席者 18名）
4 諮問事項	(1)「三重県教育ビジョン」の中間点検について (2)「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定について (3)「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定について
5 調査審議結果	(1)「三重県教育ビジョン」の中間点検について これまで3回の部会で審議した内容について部会長から報告し、さらに審議を深めました。 (主な意見) ・ 学力の向上について、教育行政が全国学力・学習状況調査の結果を公表していくにあたっては、説明責任を果たさなければならない、教育行政の中にPDCAサイクルが作られていることが重要である。 ・ 土曜日の授業については、県と市町の教育委員会が現状や課題をしっかりと分析し取り組んでいかなければ、地域間の格差を広げてしまうことになる。 ・ 三重の教育を議論するためには、6・3・3制等、大前提となる国の動きをしっかりととらえる必要がある。 (2)「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定について これまで3回の部会で審議した内容について部会長から報告し、さらに審議を深めました。 (主な意見) ・ 知的障がいのある子どもの保護者には、進級・進学などの節目で環境が大きく変わることへの不安があるため、できる限り同じ教員が担当するなどの配慮が必要で

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定にあたって、発達障がいのある生徒がどの程度高校に進学するのかなどの数字的な見通しと人的支援の裏付けについて、議論が必要である。 <p>(3)「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために(仮称)」の策定について</p> <p>昨年度の当会議での「教員の資質向上」にかかる審議を踏まえた指針(案)について報告しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成のポイントとして、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」だけでなく、「指導できる力」も加えるべきである。 ・ 異校種の教員が交流する研修に参加して有意義だと感じたので、これをもっと広めてほしい。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回第2部会
2 開催年月日	平成26年1月16日
3 委員	部会長 栗原 輝雄 委員 小澤 静香 他7名 (出席者 7名)
4 諮問事項	「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	<p>「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の骨子(案)に基づき、項目別に審議を行いました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続性のある多様な学びの場を整備していくために、特別支援教育の担当者だけでなく、全教職員が一丸となって協力していくことが大切である。 ・ 障がいのある子どもとの交流や共同学習によって、周囲の子どもたちも学び、成長することができる。 ・ 就学前の健診については、行政が前に立った形で進めていくべきであるが、障がいを見つけるためだけではなく、どのように支援するかをみんなで考えていくという視点が重要である。 ・ 障がいがかかり重度であっても、特別支援学級を希望する子どももいるので、特別支援学校の教員が小中学校を巡回し指導等を行うセンター的機能を発揮し、子どもへの対応方法を共有することが大切である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回第1部会
2 開催年月日	平成26年1月17日
3 委員	部会長 山田 康彦 委員 小野 芳孝 他9名 (出席者 9名)
4 諮問事項	「三重県教育ビジョン」の中間点検について
5 調査審議結果	<p>「三重県教育ビジョン」の中間点検について、最終の審議を行うとともに、今後2年間に特に注力する取組等について、審議を行いました。</p> <p>(主な意見)</p> <p>○中間点検について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力の向上のためには、ICTをツールとして活用することが有効である。 ・ 県内の各地域の子どもたちが文化施設やスポーツ施設を利用しやすくするための支援を検討すべきである。 <p>○今後2年間に特に注力する取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力の向上について具体的な目標設定が必要である。 ・ 8年後の国体に向けて、指導者を育成して競技力の向上を図ることが必要である。 ・ 「三重県教育ビジョン」に書かれたことが成果として表れるよう、学校やPTA等それぞれの主体が果たす役割を明確にする仕組みづくりが必要である。 <p>○次期三重県教育振興基本計画の策定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語教育が課題であり、特に小学校において、楽しみながらコミュニケーション力がつくような英語の授業が取り組まれるようにしてほしい。 ・ データに基づいてしっかり議論すること、達成すべきミニマムなのかスタンダードなのか取組方向なのかを明確にすることが大切である。
6 備考	

1 審議会等の名称	第3回三重県教育改革推進会議（全体会）
2 開催年月日	平成26年2月4日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 梅村 光久 他17名（出席者 15名）
4 諮問事項	(1)「三重県教育ビジョン」の中間点検について (2)「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定について (3)「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定について
5 調査審議結果	<p>(1)「三重県教育ビジョン」の中間点検について 本年度の最終の会議として、これまでの審議のまとめについて、審議を行いました。 (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> この「審議のまとめ」がもっと県民に伝わるようにするとともに、次期の教育振興基本計画の策定についても県民のみなさんに知ってもらおう取組とするべきである。 基礎学力をつけるためには、学校や家庭で読書にしっかりと取り組み、読書の喜びを実感させることが一番効果的であり、幼児期からこのことを進める必要がある。 県として何か一つ有名になるような取組（例えば「三重県といえば読書」など）を目立たせることによって、その他の部分も引き上げられるのではないか。 <p>(2)「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定について 本年度の最終の会議として、その骨子（案）についての審議を行いました。 (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「支援ネットワーク」や「特別支援学校のセンター的機能」などの特別支援教育にかかる支援体制等を、一枚の図のようにわかりやすくまとめられないか。 障がいについて十分に知らない保護者や、自分の子ども障がいを受け入れるのが難しい保護者もいるので、保護者の勉強会などが広く行われるようになればよい。

	<p>(3)「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために(仮称)」の策定について 第2回全体会や関係機関からの意見等を踏まえて修正した案について報告しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員にもワークライフバランスが必要で、学校以外の分野で、人として子どもたちに語れることを持つ必要がある。 ・ 教員の「養成」と「採用」については、より多くの若者が教員をめざすよう発信する姿勢が必要ではないか。 ・ 指導力について、子どもがどこでつまづいているのか把握し、一人ひとりに応じた授業ができるという視点で考えてほしい。
6 備考	

(2) 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	平成25年度第2回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成26年1月29日
3 委員	会長 村木 敏雄 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名 (出席者 9名)
4 諮問事項	「職業教育の改善・充実のための推進計画」に基づく取組内容、次期「審議のまとめ」策定に向けて
5 調査審議結果	<p>これまでの審議会での意見を踏まえ、取組の状況、及び今後の方向性や重点的に取り組むテーマについて審議を行いました。</p> <p>(主な意見)</p> <p>(1) 「推進計画」に基づく取組内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「力」と「志」を持ち社会に貢献できる生徒を育成することが重要である。 ○ インターンシップは実施後の振り返り学習が大切である。期間や回数を十分に検討して効果的にインターンシップを実施してほしい。 ○ 職業観・倫理観などを大切にしたい人間性豊かな職業人の育成に努めてほしい。 ○ 専門的な知識と技術の習得とともにキャリア教育モデルプログラムの策定を進めてほしい。 <p>(2) 次期「審議のまとめ」の策定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年からの10年先を見据えた次期「審議のまとめ」の策定には、将来の産業構造等の変化も視野に入れて考える必要がある。 ○ 次期「審議のまとめ」の策定と並行して、現行の推進計画の検証も行っていく必要がある。 ○ 将来のプロフェッショナル育成に向けて知識・技術の習得に重点を置いて職業教育を進めていく必要がある。 ○ 即戦力となる人材や6次産業化に対応できる人材を育成するという視点を踏まえるべきである。
6 備考	

(3) 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	平成26年1月16日
3 委員	委員長 栗原 輝雄 副委員長 樋口 和郎 委員 西田 寿美 他10名（出席者 11名）
4 諮問事項	平成26年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査及び学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町教育委員会から提出された個々の幼児・児童・生徒の障がいの種別、程度及び観察・相談調書について調査を行い、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と、学校指定に関する審議を行った。 その調査や審議をもとに、三重県教育委員会に対して、130名の幼児・児童・生徒の学校指定に関する建議を行った。
6 備考	次回開催日：平成27年1月中旬予定 今後の予定：本年度の開催は終了 (ただし、県外からの転学等により、今後、審議を要する場合は、委員長が各委員と連絡をとり、適宜対応する。)

(4) 三重県文化財保護審議会

1	審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2	開催年月日	平成25年12月27日
3	委員	会長 菅原 洋一 副会長 高倉 一紀 委員 林 良彦 他15名(出席者17名)
4	答申事項	平成25年度三重県指定文化財の指定等について
5	調査審議結果	<p>三重県指定候補文化財の調査結果について報告され、審議の結果、諮問文化財14件のうち、以下の13件について県指定文化財として指定するよう答申がありました。また、1件について記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択するよう答申がありました。</p> <p>有形文化財 10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【建造物】<small>えんめいじさんもん</small> 延命寺山門 (松阪市) 1棟 ・【絵画】<small>けんぼんちやくしよく</small> 絹本著色 <small>たいまんだら</small> 当麻曼荼羅図 (桑名市) 1幅 ・【絵画】<small>けんぼんちやくしよく</small> 絹本著色 <small>こくうぞうぼさつぞう</small> 虚空蔵菩薩像 (津市) 1幅 ・【絵画】<small>けんぼんちやくしよく</small> 絹本著色 <small>あいぜんみょうおうぞう</small> 愛染明王像 (津市) 1幅 ・【絵画】<small>けんぼんちやくしよく</small> 絹本著色 <small>だいいとくみょうおうぞう</small> 大威徳明王像 (津市) 1幅 ・【絵画】<small>けんぼんちやくしよく</small> 絹本著色 <small>じゅうにてんぞう</small> 十二天像 (津市) 4幅 ・【絵画】<small>けんぼんちやくしよく</small> 絹本著色 <small>こうぼうだいしぞう</small> 弘法大師像 (津市) 1幅 ・【典籍】<small>いすいうんご</small> 伊水温故 (菊岡如幻自筆本) <small>つけたり</small> 附 <small>しほんちやくしよくきくおかじよげんじがじさんぞう</small> 紙本着色菊岡如幻自画自賛像 (伊賀市) 4巻4冊 附1幅 ・【歴史資料】<small>いがうえのじょうかえす</small> 伊賀上野城下絵図 (伊賀市) 1舗 ・【建造物】<small>きゅうはせがわけじゅうたくしゅおく</small> 旧長谷川家住宅主屋ほか (松阪市) 20棟 <p>記念物 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【史跡及び名勝】<small>はせがわしきゅうたく</small> 長谷川氏旧宅 (松阪市) <p>無形民俗文化財 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>とばしまあま</small> 鳥羽・志摩の海女による <small>でんとうてきすもぐりょうぎじゆつ</small> 伝統的素潜り漁技術 (鳥羽市・志摩市) ・<small>かぶとおど</small> 加太のかんこ踊り (亀山市) <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>たつさかじんじゃししまい</small> 立阪神社獅子舞 (四日市市)
6	備考	次回開催日：平成26年10月頃予定 今後の予定：次回審議会では平成26年度の三重県指定文化財候補について諮問する予定です。